

検証結果報告書の概要

1 概況（報告書第1～第4）

(1) 本検証の視点

- ① 再審請求手続の長期化要因
- ② 捜査公判上の問題点
 - ⇒ 今後の対応策を検討

(2) 再審請求審・再審公判の概況

第1次再審請求審 約26年11か月

第2次再審請求審 約14年11か月

再審開始決定確定～無罪判決確定（本年10月9日）まで 約1年6か月

2 手続の長期化に関する問題点とその分析（報告書第5）

(1) 打合せの頻度及び各種書面の提出時期について

ア 第1次再審請求審

裁判所主宰の打合せは合計19回（平均すると約8か月に1回）

⇒ 審理促進への意欲が高かったとは言えず長期化を招いた

イ 第2次再審請求審

裁判所主宰の打合せは合計67回（平均すると約2か月に1回）

⇒ 打合せの頻度や各種書面の提出時期が長期化要因とは認められない

(2) 実験・鑑定について

5点の衣類の色調に関する実験やDNA型鑑定については、その内容に鑑みると、審理期間がある程度長期間に及ぶこともやむを得ない面があった

(3) 証拠の開示について

ア 第1次再審請求審

○ 弁護人は合計5回証拠開示命令を申し立てたが、検察官は理由がないとして証拠開示せず（裁判所の命令・勧告もなし）

⇒ 現在の視点から見れば消極的対応であるが、当時の状況の下では検察官の対応に問題があったとは認められない

※ 当時は通常審における証拠開示制度もなかったことなどが背景

※ 5点の衣類の写真やネガフィルムに関する証拠開示命令申立てがあった段階（平成2年1月26日）で探索していればより早期に発見されて提出できたかもしれず、審理がより促進された可能性はあり

イ 第2次再審請求審

○ 検察官は第1審第3回打合せ（平成22年5月28日）で開示できる証

拠は任意に開示する旨の方針明示しており、以降の対応は概ね問題なし

- 検察官が存在を認識していなかった5点の衣類等のネガフィルムや、袴田さんの取調べを録音したテープが後になって発見されており、捜査資料や証拠の保管・把握が不十分であった

(4) 検察官による抗告について

検察官が即時抗告を申し立てたことで不当に長期化したとは認められない

(5) 再審公判における有罪立証について

再審公判において検察官が有罪立証を行ったこと及びその立証活動方針に問題は認められない

3 捜査公判等に関する問題点（報告書第6）

(1) 取調べについて

- 警察官の取調べは任意性を欠き、検察官は警察の取調べの影響を遮断する措置が十分ではなかった
- 検察官の取調べも、袴田さんを犯人であると決めつけたかのような発言をしながら自白を求めるなど、供述に真摯に耳を傾けたものとはいえなかった

(2) 捜査経緯・結果の証拠化に不十分な面があることについて

- 写真撮影による証拠の保全などの初動捜査が不十分な面があり、前提事実をめぐる争いによる審理の長期化を招いた

(3) 公判等について

- 検察官の証拠提出が不十分であったことにより、確定控訴審において裁判所に鉄紺色ズボンのサイズを「B体4号」と誤認させてしまい、再審請求審の審理にも混乱を招いた

4 問題点を踏まえた対応策（報告書第7）

- 再審事件の審理の迅速・適正な進行への検察官の適切な寄与
- 証拠開示への統一的な方針に基づく適切な対応
- 捜査資料や証拠の保管・管理の一層の適正確保
- 再審開始決定に対する抗告についての十分かつ慎重な検討等の推進のため、以下の対応策を行っていく

(1) 最高検再審担当サポート室の体制強化、高検に同様の組織を設置

⇒ 全国の重要再審事件を適時適切に支援・指導

(2) 再審に関する知見の集約と検察官への研修等を通じた情報共有

⇒ 証拠開示命令申立等に対して、統一的かつ一貫した方針による適切な対応

(3) 警察との認識共有による捜査資料や証拠の保管・管理の一層の適正確保

⇒ 前提事実をめぐる争いによる審理の長期化を防止